

令和6年度 小牧市市民活動総合補償制度 Q & A

【目次】

- | | | |
|---|---------------------|---------|
| 1 | 制度の概要について | (P1-P2) |
| 2 | 補償の対象となる人・団体について | (P2-P3) |
| 3 | 補償の対象となる活動について | (P4-P5) |
| 4 | 補償の対象となるけがや事故などについて | (P5-P6) |
| 5 | 事故後の対応や保険金の支払いについて | (P7-P8) |

1 制度の概要について

Q 1 - 1 この制度の目的を教えてください。

A 1 - 1 市民が行う市民活動やボランティア活動に対して、市が補償を行うことで安心して市民が市民活動等を行えるようサポートすることです。

Q 1 - 2 事前に名簿等を提出する必要はありますか。

A 1 - 2 事前の活動計画・名簿などの提出は不要です。

ただし、事故があった際は名簿・規約・活動スケジュールを提出していただく場合がありますので、日ごろから備えておくようにしてください。

Q 1 - 3 この制度の導入後は、今まで加入していたほかの保険は必要なくなりますか。

A 1 - 3 補償内容は必要最低限となっています。また、危険な作業をとまなう活動・宗教活動などはこの制度では対象とならない場合もあります。内容をよく比較していただき、必要に応じて追加で別の保険への加入もご検討ください。

Q 1 - 4 この制度のほかに保険契約をしている場合でも、補償金は支払われますか。

A 1 - 4 【傷害補償】

ほかの保険に関係なく本制度から傷害保険金は支払われます。

【賠償責任補償】

本制度のほかに保険契約している場合は、市民安全課へお申し出ください。

Q 1 - 5 賠償責任保険について自己負担額（免責）はありますか。

A 1 - 5 補償対象と認められれば、自己負担額（免責）はありません。



Q 1 - 6 制度の内容が変更されることはありますか。

A 1 - 6 契約内容の見直し等により変更となる場合があります。変更となる場合は、毎年度4月1日からになります。年度の初めに更新したリーフレットを配布等しますので、年度初めに内容を確認するようにしてください。

→ 市ホームページ「市民活動総合補償制度」⇒



2 補償の対象となる人・団体について

Q 2 - 1 対象となる団体を教えてください。

A 2 - 1 広く市民のために公益的な活動を行う団体の活動が対象です。

- ① 自治会・地域協議会・子ども会・老人会等の地縁組織、その他市が市民活動団体と認めた団体。
- ② 小牧市市民活動推進条例に基づき「市民活動団体登録」された市民活動団体。また、こまき市民交流テラス「ワクティブこまき」加盟団体も含まれます。ただし、3名以上で構成される団体となります。
- ③ 小牧市社会福祉協議会に登録等したボランティア
※基本的に個人で行う活動は対象にはなりません。ただし、市民病院の病院ボランティアなどは対象になります。

Q 2 - 2 市が主催または共催するイベントに市民ボランティアとして参加してけがをした場合、傷害保険の対象になりますか。

A 2 - 2 対象となります。事業の担当課に連絡してください。

Q 2 - 3 事業所等が行う社会貢献活動は対象になりますか。

A 2 - 3 事業所等の活動について、会社等からの指示や命令などで参加が義務付けられている場合は業務の一環と考えられるので対象外です。

Q 2 - 4 市内に住んでいる人が他市に行って活動する場合や、市外に住んでいる人が本市に来て活動する場合は対象になりますか。

A 2 - 4 いずれも対象になります。ただし、海外での活動は対象になりません。また、市外に住んでいる人が他市で活動する場合は対象となりません。(市内の団体の活動として市外で活動する場合は対象となります。)

Q 2 - 5 外国人も対象となりますか。

A 2 - 5 対象となります。

Q2-6 活動に参加しないで、見学していた人が事故にあった場合は対象となりますか。

A2-6 原則として、単に見学、応援、見物をしている人、会場となる施設を利用しているだけの人は、参加者に付き添う乳幼児など自発的参加でない人は対象になりません。

ただし、活動に伴う行為で見学者などに損害を与えた場合に、賠償責任補償が適用されることはあります。

Q2-7 自宅と活動場所の往復途中で事故にあった場合は対象になりますか。

A2-7 活動日程等が客観的に立証できる場合に限り対象となります。往復途中で買い物等の寄り道をした場合は、対象外となります。

Q2-8 自治会（区）主催の餅つき大会・クリスマス会の参加者は対象となりますか。

A2-8 主催者である自治会の会員（＝区民）であれば、当日のみの参加でも補償対象となります。同様に地域協議会の事業・イベントも当該校区の住民であれば、当日のみの参加でも補償対象となります。ただし、祭りなど宗教性のある行事の場合、Q3-7を参照してください。

Q2-9 「市民活動団体登録」された市民活動団体主催のイベントの参加者は対象となりますか。

A2-9 市民活動団体の会員のみを補償対象としているため、イベントに参加する団体の会員でない人は、補償対象外です。

Q2-10 毎年町内で道路側溝や水路の清掃活動を行っていますが、団体登録は必要ですか。

A2-10 道路側溝や水路の清掃活動など、自治会長・役員をはじめ地元が把握している活動であれば登録の必要はありません。

Q2-11 マンション管理組合の活動は対象になりますか。

A2-11 自治会と同様に対象となりますが、マンションの施設内の活動は対象外となります。



3 補償の対象となる活動について

Q3-1 「学校管理下の活動」は補償の対象とならないとありますが、判断基準を教えてください。

A3-1 学校教育における教育活動、校務管理、生徒指導、給食などの各活動が該当します。(教職員・児童生徒は当該保険の対象となりません。)

Q3-2 自治会(区)などの地域と学校が共同で行う行事でのけがや事故は対象になりますか。

A3-2 児童生徒及び教職員は学校管理下に該当するため対象となりません。一方、自治会の役員や行事に参加する住民の方は市民活動中であり、対象になります。また、来賓も同様に対象になります。なお、単なる見学者は市民活動中ではないので対象となりません。

Q3-3 PTAや子ども会が学校を利用して行う家庭教育活動・文化活動は対象となりますか。

A3-3 学校管理下に該当するかどうかで判断します。PTAや子ども会の主催活動であれば、対象になります。

Q3-4 学校の総合学習等でボランティアを行う場合は対象になりますか。

A3-4 総合学習は教育活動であり、児童生徒及び教職員は学校管理下に該当するため、対象となりません。ただし、市民活動団体のメンバーが、その団体の活動として総合学習にボランティアで参加協力する場合は対象になります。また、中学生等のボランティアが学校管理外で地域活動等に自主的に従事する団体活動の場合は、補償の対象となります。

Q3-5 スポーツ活動は対象となりますか。

A3-5 本制度は、生涯学習や青少年健全育成あるいは地域交流などを目的として行われる危険度の低いスポーツを対象としています。市が主催するスポーツフェスタ、校区が主催する運動会や各種スポーツ大会などに参加している人のけがや事故は対象となります。

一方、地域、職域、学校などを問わず、当該スポーツの競技を専ら目的として組織された団体の管理下での事故は対象となりません。

Q3-6 ハングライダーなどによるけがや事故は、対象になりますか。

A3-6 ハングライダー、スカイダイビング、ピッケル等を使用する山岳登山など、危険度の高い活動によるけがや事故は対象となりません。

Q3-7 自治会（区）が行うお祭りは対象になりますか。

A3-7 自治会（区）が行う夏祭りなど宗教性のないお祭りは対象です。しかし、神社やお寺がかかわるお祭りは、神仏をまつるという目的があると考え、対象外です。

宗教を目的とする活動と判断されるものについて以下のようなものがあります。

- ・神社やお寺が主催、共催している
- ・氏子、氏子総代が主催、運営している
- ・自治会の中でも氏子のみ、もしくは同一の宗教を持つ人のみが参加している
- ・お知らせ、案内が神社やお寺のお祭りと一緒にしている
- ・実行委員会や運営組織が神社やお寺のお祭りと一緒に組織されている
- ・お祭りの中で神輿を担ぐ

※あくまで例ですので全てではありません。

Q3-8 親睦目的の会合や旅行は対象になりますか。

A3-8 単に親睦を目的とする活動は、市民活動とは言えないため、対象になりません。

Q3-9 市から委託料を受け取って自治会で行う公園清掃などは対象となりますか。

A3-9 委託料が道具代などの実費や、活動時のお茶代など活動に必要な費用として使われており、参加者個人に報酬として分配されていなければ対象となります。

4 補償対象となるけがや事故などについて

Q4-1 活動中に熱中症や日射病になった場合は、対象になりますか。

A4-1 対象となります。

Q4-2 活動中の虫刺されは、対象になりますか。

A4-2 蜂や毛虫など、昆虫類によって刺される突発的なものは対象です。しかし、シカ熱など、いつ刺されたのか証明ができないものは対象にはなりません。

Q4-3 活動中に食中毒になった場合は、対象になりますか。

A4-3 法令に基づいて保健所が決定した食中毒事故を対象としています。単なる腹痛や下痢、もしくは体調不良は対象になりません。

Q4-4 活動中にぎっくり腰になった場合は対象になりますか。

A4-4 既往歴がなく突発的に発症した場合は、腰部捻挫として対象になりますが、補償日数については保険会社の判断を基準とします。ただし、椎間板ヘルニアのように持病からくる疾病は対象外です。

Q 4-5 むちうち症は対象となりますか。

A 4-5 対象となりません。むちうち症に限らず、医師が客観的に症状を判断できないけがや病気は対象となりません。

Q 4-6 靴ずれやしもやけ、日焼けは対象となりますか。

A 4-6 対象となりません。この制度では事前に防ぐことのできない突発的な事故を対象としています。靴ずれなどは、徐々に起こるもので、途中で防ぐことも可能であるため、対象外としています。

Q 4-7 骨折してギプスを装着しましたが、補償金は支払われますか。

A 4-7 医師以外の者による取り外しができないギプス等を常時装着した結果、平常の生活に著しい支障が生じた場合、その装着期間については通院したものとみなし、日額 2,000 円の補償金が支払われることがあります。ギプス等の装着器具の種類、けがの部位によって対象となるかどうか、保険会社と協議の上判断します。

Q 4-8 活動中倒れた場合は対象になりますか。

A 4-8 倒れた原因によって判断します。外部からの作用によるもの（物にぶつかる、濡れていて滑って転倒など）は対象になります。一方で、持病により突然倒れるなど、内的要因の場合は対象外です。

Q 4-9 活動中に自動車にはねられてけがをした場合は対象になりますか。

A 4-9 通常、相手方の自動車保険が適用されるため、対象になりません。

Q 4-10 自治会主催等の清掃活動中の草刈り機による事故は対象になりますか。

A 4-10 補償対象となりますが、大きな事故につながる恐れがあるため、周囲の状況に注意して実施してください。

Q 4-11 けがを放置し、相当期間経過後に受診した場合の取り扱いはどうなりますか。

A 4-11 時間が経過するとともに原因と結果の因果関係が不明確になります。補償の公平性を保つため、補償金は減額して支払われる場合又は支払われない場合があります。

5 事故後の対応や保険金の支払いについて

Q5-1 事故が起きた場合、どのような手続きが必要ですか。

A5-1 「事故報告書」を30日以内に提出してください。

提出が遅れたことにより、事実関係や事故当時のけがの症状等確認ができない場合は対象外となる場合があります。

賠償責任補償の場合、保険会社と協議しながら手続きを進める必要があるため、事故が起きたら速やかに事故報告書を提出してください。保険会社への連絡がないまま当事者間で修理等を進めてしまうと、保険金が支払われない場合があります。事故の状況がわかる写真を撮っておくことも必要です。

Q5-2 通院について、医師以外の診療機関も対象になりますか。

A5-2 医師の診断の元、紹介状がありリハビリ目的で接骨院・整骨院などに通院された場合は対象になります。後遺障害が発生した場合、接骨院など病院以外の診療機関ではその証明ができない可能性がありますので、事故が発生したら速やかに病院で医師の診察を受けてください。

Q5-3 2つの病院にかかった場合、2院分を合計した通院日数で請求できますか。

A5-3 事故当日、救急医へかかり、その後かかりつけの病院に転院した場合などは請求できます。しかし、同日に2つの病院にかかった場合、同じ時期に並行して2つの病院に受診しているような場合は、一つの病院に絞って請求してください。ただし、二つの病院に通わなければならない妥当な理由がある場合は、ご相談ください。

Q5-4 子どもの場合など、病院での医療費が発生しない場合も対象となりますか。

A5-4 領収書がなくても、診療明細等で通院したことが証明できれば対象となります。

Q5-5 領収書を紛失してしまいました。どうすればいいですか。

A5-5 領収書又は診療明細等で通院日数等の確認が必要となります。病院にかかった時の領収書等は大切に保管し、なくさないよう注意してください。

Q5-6 本制度のほかに加入している保険から保険金が支払われる場合でも、本制度の保険金は支払われますか。

A5-6 傷害補償については、他の保険や補償に関係なく保険金が支払われます。
賠償責任補償については、本制度の他に同一事故で適用になる保険が存在する場合、本制度以外の保険を優先する運用になっています。つまり、他の保険を先に適用した上で、賠償額がほかの保険契約の保険金額を超える場合に、その不足額を本制度で補うこととなります。なお、重複が予想されるほかの保険としては、社会福祉協議会のボランティア活動保険、自治会保険、スポーツ保険などが考えられます。

Q5-7 賠償責任補償の対象となる事故が発生した場合の弁護士費用等も対象になりますか。

A5-7 事故を解決するために支出した必要かつ有益な費用が対象になります。具体的には、事故解決のための訴訟費用として訴訟、仲裁、和解または調停に要した費用を対象とします。そのため弁護士費用もこれらの訴訟費用として認められるものは対象となります。ただし、保険会社に事前に相談し認められたものに限られます。

問合せ先 小牧市 市民安全課 交通防犯係

〒485-8650 小牧市堀の内三丁目1番地(本庁舎2階)

電話:0568-76-1137(平日8時30分~17時15分)



SDGs 未来都市
こまき

※個別のご相談・事故発生時のご連絡は担当課(市民活動団体等と関係のある課)まで